

件名

保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第七十条第四項及び第一百五十一条第四項の規定に基づき、保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

金融庁長官 井藤 英樹

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別表

別表

別表（第2条、第3条関係）

別表（第2条、第3条関係）

保険種類群	保 険 種 類	残高率	異常災害損失
[略]			
火災 貨物・運送 賠償責任	火災保険、風水害保 險 貨物保険、運送保 険、建設工事保険、 動産総合保険 賠償責任保険	35%	損害率が 55 %を超える 損害

保険種類群	保 険 種 類	残高率	異常災害損失
[同左]			
火災 貨物・運送 賠償責任	火災保険、風水害保 險 貨物保険、運送保 険、建設工事保険、 動産総合保険 賠償責任保険	35%	損害率が 50 %を超える 損害

(注) [1.～8. 略]

(注) [1.～8. 同左]

備考 表中の「」の記載は注記による。